

＜一般委託＞

生活習慣病高リスク者向け特定保健指導利用勧奨通知サービス業務委託 仕様書

生活習慣病高リスク者向け特定保健指導利用勧奨通知サービス業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	特定保健指導を利用していない国民健康保険被保険者に、生活習慣病の発症予測を記載した「特定保健指導利用勧奨案内通知」(以下、「勧奨案内」)を送付することで、自らが生活習慣を改善する必要性に気づき、特定保健指導を利用するにつなげる。
2	履行期間	契約締結日から令和3年3月31日
3	施行場所	横須賀市福祉部健康長寿課および受託者の指定場所
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること
6	関係法規	
7	資格要件	本業務履行については、生活習慣病発症予測システム「健康みらい予報」のライセンスを有する、又は「健康みらい予報」と同等の発症予測システムにより、特定健康診査結果から糖尿病、心血管系の発症確率の算出・評価ができること。
8	契約方法	単価による業務委託契約:単位(1件)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市福祉部健康長寿課 電話046-822-8227

＜指示又は希望事項＞	
グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>

単価内訳書（令和2年10月～令和3年3月納品分）

（税抜き）

No.	業務	単位	予定数量	上限単価（円）	契約単価（円）
1	糖尿病、心血管系の発症確率 リスク評価	件	2,103	300	
2	勸奨案内印刷	件	454	200	
3	封入封緘	件	413	20	

※契約単価は、上限単価を超えることができない。

※予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

※契約単価欄は、契約者が記入する。

業務委託仕様書

1 件名

生活習慣病高リスク者向け特定保健指導利用勧奨通知サービス業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日

年度当初に横須賀市（以下、「本市」）と受託者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合は、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件、同単価で契約する予定。なお、受託者が当該契約を締結することができない場合等については、履行期間満了日の3か月前までに通知すること。

3 履行場所

横須賀市福祉部健康長寿課および受託者の指定場所

4 目的

特定保健指導を利用していない国民健康保険被保険者（以下、「被保険者」）に、生活習慣病の発症予測を記載した「特定保健指導利用勧奨案内通知」（以下、「勧奨案内」）を送付することで、自らが生活習慣を改善する必要性に気づき、特定保健指導の利用につなげることを目的とする。

5 予定件数

(1) 発症リスク評価予定件数	約	2103 件
(2) 勧奨案内印刷	約	454 件
(3) 封入封緘	約	413 件

6 委託概要

特定保健指導を利用していない被保険者の特定健康診査結果を用いて、糖尿病、心血管系の発症確率の算出・評価を行い、その結果を用いた勧奨案内の作成および印刷、封入封緘を行う。

7 委託業務内容

(1) 対象者

特定保健指導の対象となっているにも関わらず、特定保健指導を利用していない被保険者

(2) 業務の流れ

ア 本市から特定保健指導を利用していない被保険者の特定健康診査結果データで以下のものを提供する。

下記の項目以外で糖尿病、心血管系の発症確率の算出・評価をするために必要と認められるデータで、横須賀市が提供可能なもの。

イ 提供した特定健康診査結果データを用いて、生活習慣病発症予測システム「健康みらい予報」*1 又は「健康みらい予報」と同等の発症予測システムにより、糖尿病、心血管系の発症確率の算出・評価を行う。

*1 健康みらい予報とは、九州大学久山生活習慣病研究所が、1961年から今日まで調査・蓄積してきた日本最大で国際的にも評価の高い疫学ビッグデータである久山町研究の成果を活用して、野村総研と共同開発した生活習慣病発症予測システム。

ウ イの結果、糖尿病、心血管系の発症確率が高い対象者に対して、勧奨案内を印刷する。なお、勧奨案内対象者の抽出基準については、契約後、契約者双方が協議した上で定めるものとする。

エ 本市が提供する封筒に封入封緘の上、横須賀市福祉部健康長寿課に納品する。

8 提供データについて

本市から受託者へ次の特定健康診査結果データを電子媒体にて提供する。

(1) 発症確率の算出・評価対象者抽出ファイル

ア CSV形式で作成したデータを暗号化して提供する。暗号化データの復元については、自己解凍型暗号化ファイルで作成しており、パスワードの入力で復元可能としている。

イ データは、電子媒体（CD-R等）で提供する。

外部インターフェース仕様書

名称	高リスク者向け通知	ヘッダ有無	有
ファイル編成	可変長	文字コード	UTF8
文字列引用符	ダブルクォーテーション	BOMの有無	有
エンディアン	リトルエンディアン	改行コード	CRLF

項番	項目	型 フォーマット	桁数	備考
1	利用券整理番号	英数字	11	
2	受診券整理番号	英数字	11	
3	本人郵便番号	英数字	7	ハイフンなし

4	本人住所	全角	200	
5	本人住所方書	全角	200	様方なし
6	対象者氏名	全角	200	
7	対象者カナ氏名	全角	200	
8	性別	英数字	1	1:男 2:女
9	生年月日(西暦)	英数字	8	19700131
10	年齢(年度末)	英数字	2	
11	健診実施年月日 (西暦)	英数字	8	20180131
12	血圧を下げる薬の服用の有無	英数字	1	1:あり 2:なし
13	喫煙習慣の有無	英数字	1	1:あり 2:なし
14	1日30分以上の運動習慣の有無	英数字	1	1:あり 2:なし
15	採血時間	英数字	1	2:食後10時間以上 3:食後3.5時間以上10時間未満 4:食後3.5時間未満
16	身長	英数字	10	
17	体重	英数字	10	
18	BMI	英数字	10	
19	腹囲	英数字	10	
20	収縮期血圧	英数字	10	
21	拡張期血圧	英数字	10	
22	中性脂肪 (トリグリセライド)	英数字	10	
23	HDL コレステロール	英数字	10	
24	LDL コレステロール	英数字	10	
25	AST(GOT)	英数字	10	
26	ALT(GPT)	英数字	10	
27	γ -GT(γ -GTP)	英数字	10	
28	空腹時血糖	英数字	10	
29	随時血糖	英数字	10	
30	HbA1c(NGSP 値)	英数字	10	
31	血清尿酸	英数字	10	

- (2) その他、発症確率の算出・評価や勸奨案内の印刷等に必要と認められるデータで、本市が提供可能なもの

9 勸奨案内の仕様及び内容について

(1) 用紙の仕様

- サイズ：A4
 印刷：両面印刷 フルカラー
 用紙：上質 70 kg～90 kg相当

(2) 勸奨案内の内容

- ア 糖尿病、心血管系の発症確率及び発症確率に関する説明
 イ 特定保健指導利用案内に関すること
 ウ 勸奨案内には年間を通じた通し番号を付すこと。この番号は西暦の下2桁の後ろに番号が5桁続く構造とする。
 エ その他詳細については、契約後、契約者双方が協議した上で定めるものとする。

10 納入成果物及び納入期限

(1) 納入成果物

- ア 糖尿病、心血管系の発症リスクの評価・分析結果を報告するとともに、勸奨案内の対象となった者についても報告することとする。報告にあたっては Microsoft Excel ver.2010 以降で作成したデータを、電子媒体（CD-R 等）で納入する。提出ファイルのレイアウトは以下のとおりとする。

納入成果物（ア）のレイアウト

ファイル項目詳細仕様（ヘッダ行有り）

項番	フィールド名	型 フォーマット	桁数	備考
1	年間通し番号	英数字	7	
2	受診券整理番号	英数字	11	
3	評価年月日（西暦）	英数字		YYYY/MM/DD
4	性別	英数字	1	1：男 2：女

5	年齢（年度末）	英数字	2	
6	生年月日（西暦）	英数字		YYYY/MM/DD
7	身長	英数字	10	小数点以下1位
8	体重	英数字	10	小数点以下1位
9	BMI	英数字	10	小数点以下1位
10	腹囲	英数字	10	小数点以下1位
11	収縮期血圧	英数字	10	
12	HbA1c (NGSP 値)	英数字	10	小数点以下1位
13	空腹時血糖	英数字	10	
14	HDL コレステロール	英数字	10	
15	LDL コレステロール	英数字	10	
16	中性脂肪 （トリグリセライド）	英数字	10	
17	高血圧	英数字	1	1：治療あり 2：治療なし
18	運動習慣	英数字	1	1：あり 2：なし
19	喫煙習慣	英数字	1	1：あり 2：なし
20	拡張期血圧	英数字	10	
21	血清尿酸	英数字	10	小数点以下1位
22	ALT (GPT)	英数字	10	
23	γ -GT (γ -GTP)	英数字	10	
24	発症確率（糖尿病）	英数字	5	
25	発症レベル（糖尿病）	英数字	2	
26	同性同年齢比較（糖尿病）	英数字	3	
27	エラーメッセージ（糖尿病）	全角	12	
28	発症確率（心血管病）	英数字	5	
29	発症レベル（心血管病）	英数字	2	
30	同性同年齢比較（心血管病）	英数字	3	
31	血管年齢（心血管病）	英数字	3	
32	利用券番号	英数字	11	

34	本人郵便番号	全角	8	ハイフンあり
35	本人住所	全角	200	外字を含む場合は勸奨案内に印字しない
36	本人住所方書	全角	200	外字を含む場合は勸奨案内に印字しない
37	対象者氏名	全角	200	外字を含む場合は勸奨案内に印字しない
38	対象者カナ氏名	全角	200	カナ

イ 勸奨案内の印刷及び封入封緘

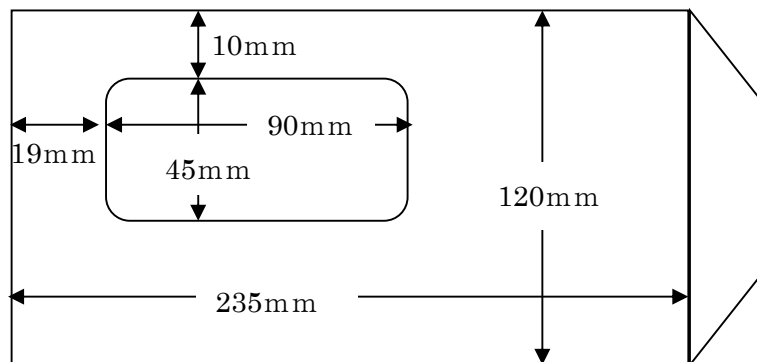
勸奨案内を印刷し、本市が提供する封筒に封入封緘をする。その際、10(1)ウに示す、本市が提供する封筒の窓から本人郵便番号、本人住所、本人住所方書、本人氏名が確認できるよう印刷し、封入封緘をする。本人住所、本人住所方書、本人氏名に外字を含む者については印字せずに印刷し、封入封緘はせずに納品すること。外字により印字しなかった対象者については、Microsoft Excel で一覧のデータを作成し、同時に納品すること。一覧の内容は、10(1)アの1. 年間通し番号、2. 受診券整理番号、6. 生年月日(西暦) 34. 本人郵便番号、35. 本人住所、36. 本人住所方書、37. 対象者氏名とする。

ウ 本市が提供する封筒

サイズ:横 235mm×縦 120mm程度の窓あき封筒

窓サイズ:横 90mm×縦 45mm程度

糊:アドヘア糊加工



エ データの引渡し及び納入期限

8(1)のデータ引渡しについては、各月の20日までとする。

10(1)アおよびイの成果物の納品については、データを引渡した翌月の20日までとする。ただし、上記期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関

する法律(昭和23年法律178号)第3条に規定する休日に当たる場合や年末年始等の営業日数が少ない月は、本市と協議のうえ決定すること。

オ 納入場所

成果物については、横須賀市福祉部健康長寿課へ納品する。

11 報告

各月において、本件の納品等が完了した場合には、速やかに本市が指定する「完了届」(作業完了日が記載されたもの)を作成し、提出すること。

12 代金の請求及び支払

- (1) 本市が指定する完了届の提出を受けて、横須賀市福祉部健康長寿課が納入成果物の検査を行う。
- (2) (1)の検査に合格した場合には、受託者は速やかに当該月の納入実績に基づき、1か月分を取りまとめのうえ、請求書の提出を行う。
なお、消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

13 機密情報及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、作業者が業務遂行に際して知り得た業務内容や個人情報を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、又は持ち出しすることがないように、作業者に対し守秘義務を遵守させるための必要な措置を講じること。
なお、本守秘義務は本業務の完了後においても存続する。
- (2) 受託者は、本作業を遂行するために提供されたデータは、本業務の完了後、すべて返還するとともに、コンピューター等に登録された情報を完全に消去すること。
なお、受託者は、一連の作業終了後に、完全に消去したことを書面により提出すること。
- (3) 個人情報を管理する端末は、ネットワークに繋がっていないこと。また、作業場所は、セキュリティロックがかかる部屋等の情報漏洩防止に配慮されていること。
- (4) 受託者は、特定健康診査受診結果データを回収する場合及び納入成果物の納入する場合には、自社便を使用し、施錠した堅固なケースで回収・納入(返却)を行い、個人情報保護の管理を徹底すること。
- (5) その他については、別紙個人情報の取扱いに関する特記事項に準ずる。

14 その他

- (1) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとする。
- (2) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。
- (3) 成果物の所有権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (4) 本業務により得られた成果物及び資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。